



PICK
UP

知らない!と損する!? お金や税金ニュース

【年末調整】令和6年の年末調整業務における変更点は？

令和6年も残りわずかとなり、今年も年末調整の時期が近づいてきました。

令和6年の年末調整業務については、定額減税制度の導入による影響が最も大きいと考えられます。年末調整業務に着手するにあたって、まずは今回適用される変更点をチェックしましょう。

定額減税に関連する変更点

令和6年は定額減税が導入されたことにより、毎月の給与計算において月次減税が実施されていますが、年末調整時の扶養状況などに基づいて、最終的な定額減税額を改めて計算することとなります。

このように年末調整において定額減税額の計算が必要となるため、「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書」に「定額減税に係る記載欄」が新設されました。

納税者本人や配偶者が定額減税の対象となる場合には、それぞれの「定額減税対象」の欄に忘れずにチェックを付けましょう。

令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

納税者氏名 給与の支払者の氏名(正・生) (フリガナ) あなたの氏名
 給与の支払者の住所(〒) あなたの住所
 給与の支払者の氏名(兼) あなたの氏名
 給与の支払者の氏名(併) あなたの氏名
 住所(併)

基・配・所

～記載に当たってのご注意～

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 (同一生計配偶者に係る申告)

① 控除対象者の配偶者が同一生計配偶者である場合は、「基礎控除申告書の区別」欄に「同一生計配偶者」を選択してください。
 ② 基礎控除申告書の区別が「同一生計配偶者」の場合、「配偶者控除」欄に「配偶者控除」を選択してください。
 ③ 基礎控除申告書の区別が「同一生計配偶者」でない場合は、「配偶者控除」欄に「配偶者控除」を選択してください。
 ④ 基礎控除申告書の区別が「同一生計配偶者」でない場合は、「配偶者控除」欄に「配偶者控除」を選択してください。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書

① あなたの本年度中の合計所得金額の見積りの計算
 所得の種類 収入金額 所得金額
 (1) 給与所得 円
 (2) 専業主婦以外の所得の合計額 円
 あなたの本年度中の合計所得金額の見積り (1)+(2)の合計額 円

② 控除額の計算
 区別
 基礎控除の額
 本人定額減税対象

◆ 所得金額調整控除申告書

あなたの本年度中の所得金額の調整となる収入金額の範囲以下の場合は、記載する必要はありません。

① 所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「所得」欄の該当する項目にチェックを行い、その項目に記されている控除額(または「特別控除額」欄にその該当する項目に記されている控除額)を入力してください。
 ② 所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「所得」欄の該当する項目にチェックを行い、その項目に記されている控除額(または「特別控除額」欄にその該当する項目に記されている控除額)を入力してください。

(出典)国税庁「令和6年分給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」

その他一部の提出書類が簡略化

定額減税による変更点のほかにも、一部書式のフォーマット変更が行われています。

保険料控除申告書では、生命保険料控除や地震保険料控除、社会保険料控除の記載項目のうち、「あなたとの続柄」欄が削除され、シンプルな様式に変更されました。

また、令和7年1月1日以降に提出する扶養控除等申告書について、前年の申告内容から変更がない場合には、「前年から異動なし」などのように、申告書の余白に変更がない旨を記載するだけで提出することが可能です。

定額減税が導入されたことで、令和6年分の年末調整手続きでは、定額減税に関する記載項目が新設されました。

申告書の記入方法だけでなく、定額減税の制度自体の理解も必要となるため、変更点や制度内容の周知を徹底し、スムーズな年末調整業務を目指しましょう。

記事作成: 経営革新等支援機関推進協議会

お問い合わせ

佐園達哉税理士事務所

〒675-0017 加古川市野口町良野242番1の3オフィス松風101号室

TEL:079-429-6623 FAX:079-429-6624